

港区立がん在宅緩和ケア支援センターの管理運営に関する業務基準書の変更に関する覚書

港区（以下「甲」という。）と学校法人慈恵大学（以下「乙」という。）は、港区立がん在宅緩和ケア支援センターの管理運営に関して、令和5年4月1日に締結した「港区立がん在宅緩和ケア支援センターの管理運営に関する基本協定書」第8条の規定に基づく業務基準書（以下「原基準書」という。）の変更について、次のとおり、覚書を締結するものとする。

1 原基準書を次のように改める。

項番4（4）ア 施設及び付属設備の管理に関する業務

（オ）震災・風水害及び新型インフルエンザ等が発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」を踏まえ、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。

2 原基準書に次を加える。

項番5（2）ウ 防災・危機管理対応

（エ）災害等に際して、従事職員及び一時的に施設に滞在することになった利用者（並びに入所者）の食料や飲料水等（3日分を目安）を購入し、適切に管理すること。指定期間満了時において消費期限を超えていない物資については、次期指定管理者に引き継ぐこと。

3 原基準書を次のように改める。

項番5（5）区と指定管理者の管理責任の分担

項 目	内 容	管理責任分担	
		区	指定管理者
11 施設の損傷	(1) 指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	(2) 施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
	(3) 上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円を超えるもの）	○	
	(4) 上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円以下のもの）		○

4 原基準書を次のように改める。

項番5 (5) 表11 (3)

_____| 上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円を超えるもの）

(4)

上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円以下のもの）

5 本覚書に定めのない事項又は本覚書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

6 本覚書は令和8年4月1日から適用する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 清家 愛 印

乙 港区西新橋三丁目25番8号
学校法人 慈恵大学
理事長 栗原 敏 印